

平成 16 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 スカイマーク エアラインズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 経理本部長 有森 正和
(TEL 03-5402-6767)

株式の分割および単元株制度導入に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 12 月 17 日開催の取締役会において、株式分割（1 株から 200 株にする）および単元株制度導入（1 単元の株式数を 100 株とする）につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 趣旨

当社株式の投資単位（1 単元）当りの金額を引き下げ、投資家にとって買い求めやすくすることにより、当社株式の流通活性化を図り、当社株主層の拡充を目指す。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 17 年 3 月 1 日（火曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 200 株に分割する。

(2) 発行新株式数

51,540,801 株（発行後新株式数 51,799,800 株）

(3) 株券提出期間

平成 17 年 1 月 28 日（金曜日）（予定）から平成 17 年 2 月 28 日（月）まで

(4) 株券提出事務取扱場所

名義書換代理人 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 4 号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(郵便物送付先) 〒183-8701

東京都府中市日鋼町 1 番 10

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先) (住所変更等用紙のご請求) 電話 0120 175 417

(その他のご照会) 電話 0120 176 417

同取次所 住友信託銀行株式会社 全国本支店

(5) 新株券の交付

「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第9条第5項の規定に基づいて、現在発行されている株券を回収して無効にし、新株券を平成17年4月20日(水曜日)以降に発行する。

(6) 上記事項は、平成17年1月27日(木曜日)開催予定の当社第8回定時株主総会において「定款一部変更の件(会社の発行する株式の総数および単元株制度の導入)」が承認可決されることを条件とする。

3. 単元株制度の導入

(1) 変更の内容

平成17年3月1日(火曜日)をもって単元株制度を導入し、1単元の株式の数を100株とする。

(2) 上記事項は、平成17年1月27日(木曜日)開催予定の当社第8回定時株主総会において「定款一部変更の件(会社の発行する株式の総数および単元株制度の導入)」が承認可決されることを条件とする。

4. 日程表(予定)

日 程	事 項
平成16年12月17日(金)	株式分割および単元株制度の導入(停止条件付・定款一部変更)に関する取締役会決議
	定時株主総会招集(定款一部変更の件)に関する取締役会決議
平成17年1月12日(水)	定時株主総会招集通知の発送
1月27日(木)	定時株主総会 定款変更 1単元の株式の数及び単元未満株券不発行の規定の新設 会社の発行する株式の総数の増加 978,600株から187,720,000株へ 優先株式にかかる条項の削除
1月28日(金)	定時株主総会決議公告・株券提出公告
	株券提出開始
2月23日(水)	東京証券取引所売買取引停止開始
2月28日(月)	株券提出期日、東京証券取引所売買取引停止終了
3月1日(火)	株式分割効力発生、単元株制度採用

(注1) 株券の提出をいただいた株主の皆様には、平成17年4月20日以降新株券をご送付いたしますが、新株券がなければ売買取引ができませんので、早めに株券をご送付いただくか、株券等保管振替制度をご利用ください。なお、既に株券等保管振替制度をご利用の場合は、一切の手続きは不要です。

(注2) 当社株券は、平成17年2月23日(水曜日)から平成17年2月28日(月曜日)まで、売買取引が停止されますのでご注意ください。

(注3) 平成17年3月1日(火曜日)付をもって、東京証券取引所マザーズにおける当社株式の売買単位は、1株から100株に変更されることとなります。

以上